

注 文 書

工 事 番 号 2026000176
工 事 名 大崎市民病院本院及び鹿島台分院
既存照明設備LED化工事
施 工 箇 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号 外1か所
工 事 期 限 令和 9年 3月10日

添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 図 面
3. 参 考 内 訳 書

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

1. 本工事は、設計図書によるほか、工事に関する市の規則等に基づき施工し、さらに施工にあたっては、工事箇所及び周辺にある既存の施設、地上地下の工作物に対し支障を及ぼさないよう事前に占有又は所有者の立会いを得て施工に万全を期するとともに、もし損害を与えた場合、請負者の責任において処置しなければならない。

第 2 章 材 料

1. 工事材料の規格並びに材質は設計図書に明示されたものとする。

第 3 章 建設副産物処理

1. 本工事において発生する建設副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。
2. 屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用は本工事に含まれているので、適正に処理すること。
3. 当該工事受注後は、速やかに施工計画書（再生資源利用計画書，再生資源利用促進計画書，及び建設廃棄物処理計画書を含む。）を作成し，提出するものとする。
4. 建設副産物を処理した後は，速やかに建設副産物処理結果報告書に処理状況

を確認できる写真及び建設廃棄物処理に係るマニフェストを提出するものとする。

なお、建設副産物処理に要する費用については、マニフェストの数量により精算するものとする。

第4章 その他

1. 本工事に着手する前に、必要であれば関係官庁との協議を行い、第三者へ支障のないように努めること。
2. 本工事場所は病院内であることから、工事に際しては患者や医療従事者へ迷惑が掛からないよう細心の注意を払うこと。
3. 本工事における下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。また、工事着手後に発注者が指定した主要資材については、工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。
4. 暴力団等の排除について
 - (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
 - (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
 - (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。
5. 工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。
6. 本工事は、病院施設という特性上、施設を使用しながらの工事となり、原則、休日及び祝祭日の施工になる。具体的な工程については、施設管理

者，施設職員及び監督員等と協議のうえ決定すること。

また，工事が完了した部分から部分使用を行うこと。

7. 本工事は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編，令和7年版），公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編，令和7年版），国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編，令和7年版）」に基づく施工になること。